

仕様書

1 件名

令和8年度生野ものづくりタウン事業業務委託

2 目的

区内製造業事業者数が急減する原因として、元請け企業からの発注受託だけに依存した零細製造事業者の脆弱な経営状態があり、それを打開するために新たなアイデアを活用し、完成品メーカーとして新製品を開発・販売し利益を得る知見を零細製造事業者は有しない。この課題を解決するために生野区では、令和5年度から7年度に実施した「生野ものづくりタウン事業」において、新しいアイデアを持つクリエイターと町工場のマッチングを行い、新製品の開発支援を行うとともに、参加企業の連携ネットワークの構築を図ってきた。

今後も区内製造事業者が直面する多様な課題に継続的かつ効果的に対応するためには、「生野ものづくりタウン事業」で構築された企業間連携体制を基盤として、自立した事業者支援組織を設立し、知見を備えた企業によるきめ細やかな伴走型支援を推進することが不可欠である。

本業務委託は、伴走支援を通じて新たな知見やノウハウを持つ製造事業者を育成し、支援実務のノウハウを蓄積することで、新たな担い手の育成及び技術継承、さらには地域経済の活性化をめざし、事業者支援組織の事務局機能を構築することを目的とする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

大阪市生野区等

5 業務内容

(1) 事業者支援組織の事務局機能構築に向けた支援

令和5年度から7年度に実施した「生野ものづくりタウン事業」において構築された企業間連携体制を基盤とし、令和9年度までに自立した事業者支援組織を設立することとし、事業者支援組織の事務局機能を構築するために必要となる具体的な支援を実施すること。

ア 事業者支援組織の設立準備支援

- ・規約案の作成及び合意形成
- ・役員案の作成及び合意形成
- ・法人化計画等の作成 ※
- ・組織が自走するための財源確保や資金計画など財務管理手法の構築 など

※事業者支援組織について法人格の有無は問わない

イ 事務局構築支援

- ・事務局が担う主な役割・組織図案の作成や労務事務・税務事務 など

ウ スキームの蓄積支援

- ・時勢に即した新しいアイデアを持つクリエイターと町工場をマッチングすることにより新製品を事業化するスキーム（先進事例の紹介ノウハウも含む）を事務局に理解・蓄積させる支援 など

エ その他組織運営において必要な支援

- ・持続可能な組織としての目的・目標の設定やミーティングの開催 など

(2) 令和7年度生野ものづくりタウン事業参加企業（全5社）のフォローアップ

※各社の進捗状況は別添「生野ものづくりタウン事業進捗一覧（令和7年12月現在）」のとおり）

対象企業数：ア～ウは5社、エは1社以上

実施回数：ア～ウで1回とし、各社1回以上

ア 進捗状況の把握（対面またはオンラインによるヒアリング）

イ ヒアリングにより各事業者の進捗を階層化し、具体的なアドバイス（支援）を実施すること。

ウ 上記ア・イの内容を記載した報告シートを作成し、実施後概ね1週間以内に発注者へ提出すること。報告シートの内容は、発注者と協議すること。

エ 履行期間内に販路を確保した商品の受注を開始すること。

(3) 成果品等の提出

本事業の実施結果に関する報告書及び関係資料一式について、紙媒体及びデータファイルにて令和9年3月31日までに提出すること。データファイルは、マイクロソフトワード、エクセル、パワーポイント及びPDFファイルの形式とし、CD-R等に格納して提出すること。

6 本業務実施について

(1) 発注者と緊密に連絡を取り合い、本業務を円滑に実施できる体制を整備するとともに、業務の実施に必要かつ十分な人員の確保を行うこと。

(2) 本業務の実施においては、公民連携による地域活性化を図るため、発注者も参加する。発注者が参加するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

(3) 本業務は、選定された生野区内の中小製造業事業者に即した支援を要するため、事業実施の際、企画提案を受けた内容を協議のうえ変更する場合がある。

7 再委託について

(1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

8 その他

(1) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、その都度、事前に発注者と受注者において協議し決定する。

(2) 受注者は業務実施にあたり、収集する個人情報・法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。なお、取得した個人情報・法人情報は本市に帰属するものとし、本市個人情報保護条例を踏まえて適正に管理すること。

(3) 受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。

(4) 受注者は業務実施にあたり、感染症等の拡大防止対策を講じること。

生野ものづくりタウン事業進捗一覧（令和7年12月現在）

		参加企業	主な技術や商材	マッチングしたクリエイター	令和7年12月現在の状況（今後変更の可能性あり）			
					開発中の商品	進捗	今後の予定・見込み	課題
令和5年度 参加企業	1	株式会社リゲッタ	合皮製のサンダルやシューズの製造・販売	清水覚	新たなコンセプトのウォーキングシューズ	全体の15%程度完了	令和8年秋ごろの発売をめざしている	量産体制の構築
	2※	株式会社三栄金属製作所	金属プレス加工・パンチング加工・金型設計製作	川田敏之	—	試作を重ねたが課題があり、開発見合わせ	クリエイターとともに新たな製品開発を検討中	—
	3	株式会社生田	革製ランドセルの製造・販売	大杉和美	ランドセル職人が手がける高品質な道具箱	試作品完成	ブランドコンセプトやメッセージが不透明な部分があるので、明確にして商品販売に繋げていく	コンセプトの設定
	4	有限会社電研	アルミをカラーリングするアルマイド加工処理	株式会社ambos	—	当初提案により第1試作完成後、競合他社による安価な類似品の存在が判明し、開発見合わせ	アルマイドであることの有用性や電研としての独自性を用いた商品開発やブランディングに力を入れていく	—
令和6年度 参加企業	5	カナピー株式会社	・軟質PVCシートのラミネート、エンボス加工 ・工業用、建築用、家庭用等の合成樹脂材料の製造販売 ・プラスチック製品の製造加工	清水覚	—	試作を重ねたが課題があり、開発見合わせ	—	—
	6※	株式会社三栄金属製作所	金属プレス加工・パンチング加工・金型設計製作	KURANOIE	銅のパンチングメタルで作られた小型靴べら	手作りでサンプルを計60台製作し、バフ掛けまで完了。現在、清掃作業中	・多様なユーザーに配布し、アンケートで意見を収集する ・実際に使ってもらい「本当に欲しいか」を確認する	ストーリーの設定
	7	株式会社北尾化粧品部	化粧品のOEM・スキンケア自社商品の販売	ゴトウ シュウ（ノーティスデザインカンパニー）	【完成】国産シルク配合のバイオセルロースマスク「hug Silk」	・Makuake掲載で1272%を達成 ・自社ECサイトにて販売中	航空会社の機内誌販売、ホテルアメニティールート、バラエティストアの3つの販路を中心に関開していく	—
	8	株式会社山岡金型製作所	・眼鏡関連の射出成型用金型製造 ・インテリア雑貨の製造販売	田幸春菜	【完成】飾るように収納するアクセサリートレイ「Oase」	・Makuake掲載で目標達成 ・既存プラットフォームにて販売中	EC販売や販路開拓により力を入れていく	—
	9	株式会社現代工業	・金属、非金属板金加工全般 ・建築金物、装飾ディスプレイ、板製作（鉄・SUS・アルミ・真鍮・銅）	塚本裕仁	【完成】オブジェのようなダストボックス「EXTLINE」	・各種展示会に出展 ・公式サイトにて販売中	シリーズ展開を計画中	・ブランドストーリーやコンセプトの具体化 ・配送時の破損対策

令和7年度 参加企業	10	大林縫製有限会社	<ul style="list-style-type: none"> レディースアパレル衣料品の縫製加工 自社EC・Amazonでの布マスク販売 Makuakeプロジェクト（過去11回） レンタルスペース事業（レンタルソーリングスペース） 	ゴトウ シュウ（ノーティス デザインカンパニー）	古き良き和の巾着を現代風にアレンジしたポーチ	メンターからのアドバイスをふまえ新たに3デザインの試作中	出来上がった3サンプルから1つに絞り、ブラッシュアップを進める	素材の選定、内側の裏生地と、底部分の材料をどうするか。ヒモの素材選び。
	11	大栗紙工株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 他社OEM製品（ノート）の製造 自社ブランド製品（ノート、紙製品）の企画・製造・販売 	住本佑介	思考を立体にするノート	<ul style="list-style-type: none"> 第1試作完成 メンターからのアドバイスをふまえ試作のブラッシュアップ中 	ラインナップの選定（現在3種類展開想定）付属品の考案（優先順位は下）	<ul style="list-style-type: none"> 原材料の仕入れ（ロット） 特殊な素材ゆえの印刷や加工上の制約
	12	株式会社タツミカセイ	熱硬化性プラスチックの成型、加工（フェノール樹脂、メラミン樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、などの成型材料を用いた圧縮成型および加工）	大杉和美	熱硬化性樹脂を活かしたインテリア雑貨（フック、ツマミ等）	<ul style="list-style-type: none"> 第1試作完成 メンターからのアドバイスをふまえ試作のブラッシュアップ中 	第2試作検討中	<ul style="list-style-type: none"> デザインの確定 樹脂への着色
	13	有限会社高麗食品	各種キムチ・韓国食品の製造販売	ゴトウ シュウ（ノーティス デザインカンパニー）	キムチの天かす	<ul style="list-style-type: none"> 第8試作完成 メンターからのアドバイスをふまえネーミングやパッケージのブラッシュアップ中 	R8.2.25開催予定の成果報告会に合わせたMakuake掲載を目標に、開発スピードを高めている	味付けの微調整、より具体的な販路を設定し、デザインを調整
	14	BIG ONES	プラスチック塗装・水圧転写・UVインクジェット印刷	塩月卓也	廃材を活かしたディフューザー	<ul style="list-style-type: none"> 第1試作完成 メンターからのアドバイスをふまえ試作のブラッシュアップ中 	廃材利用と表面加飾の組み合わせでできることを再検討中	高い付加価値を感じてもらえるデザインと、シリーズ展開できるコンセプトの具体化

※ 2と6は同企業

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「コンプライアンス条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市生野区企画総務課）へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市生野区地域まちづくり課）へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

人権研修に関する特記仕様書

受注者は、従業者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。また、業務終了後はすみやかに「人権問題研修実施報告書」（別紙）を発注者に提出すること。

【別紙】

令和 年度 人権問題研修実施報告書

業務名称			
事業者名			担当者氏名
所在地・連絡先	〒 一	TEL:	FAX: 電子メール:
従業員数 (正規職員、非正規職員)			

月 日	区分	研修テーマ	講師・研修方法	会場	時間数	対象(受講人数)
(例) 4月14日	⑤	〇〇について	講師名:〇〇 〇〇 研修方法:事業主のつどい	大阪市中央公会堂	3時間	管理職(2名)

* 区分: 次に該当する研修の番号を記入ください。

- ① 自社(貴団体)独自で行う研修
- ② 所管局が主催する研修
- ③ 大阪市市民局ダイバーシティ推進室が市民啓発として実施している事業(啓発ビデオ試写会、ヒューマニティ演劇のつどい等)
- ④ 区が中心となって実施している事業(人・愛・ふれあいプラザ事業、人権展等)
- ⑤ 大阪市企業人権推進協議会が実施している事業(事業主のつどい、人権問題入門セミナーなど)
- ⑥ その他:上記に当てはまらないもの

* 受講職員(人数):自社(団体)の管理職、その他の団体常勤職員、非正規職員に分けて、受講人数を記載してください。